



住民福祉課から

## 町税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の納税通知書を送付しました

21年度の町税納税通知書を7月1日に送付しました。

- <住民税> 毎年1月1日現在に居住する市町村に、前年の所得を基に算出された税額を納める税金
- <固定資産税> 毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している人が固定資産の価格をもとに算定された税額を所在市町村に納める税金（21年度は3年に1度の評価替えの年度にあたりますので、土地・家屋の価格見直しを行っています）
- <軽自動車税> 毎年4月1日現在、軽自動車（原動機付自動車、軽自動車、小型特殊、二輪、農耕作業車等）を所有している人に対してかかる税金

### 身体障害者等減免措置

身体障害者のために使用される軽自動車は減免措置となります。（生計を一にする方が所有する車両についても適用対象）減免を受けるには納期（本年度は7月31日）の7日前までに申請が必要です。

年4回に分けて納めていただきます。納税通知書の内容を確認し、納期限内の納付をお願いします。

### 納入期限

第1期	7月31日（金）	町・道民税、固定資産税、軽自動車税
第2期	9月30日（水）	町・道民税、固定資産税
第3期	11月30日（月）	町・道民税、固定資産税
第4期	2月1日（月）	町・道民税、固定資産税

## ●21年度から適用された個人住民税の主な変更点

### ▶寄付金税制の拡充

町など地方公共団体に対する寄付金（納税者の住所地以外への寄付金「ふるさと納税」を含む）のうち5千円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね1割を上限として、所得税に合せて全額が控除されることになりました。また、所得税の寄付金控除の対象となる寄付金のうち、本町に所在する社会福祉法人に対する寄付金も税額控除の対象となりました。

※町への寄付金（「写真の町」ひがしかわ株主制度）のお問い合わせは、企画総務課政策室（内線225）へ。

### ▶公的年金等からの特別徴収制度（東川町は当分の間見送り）

老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の方から、個人住民税を特別徴収する制度が創設されました。一定額以上の年金給付を受け個人住民税がかかる方は、21年10月の支払い分から徴収が開始されますが、本町は当分の間見送りすることにしました。

## ●納税について

### ▶納税には便利な口座振替を

預金口座から納期限の日に町税を自動的に振り替え納付することができます。預貯金口座振替依頼書が手続き窓口にあります。納入通知書、預貯金通帳、銀行印を持参のうえ、納期限の15日前までに手続き願います（郵便局の手続きは20日前までに必要です）。この機会にご利用ください。

### ▶口座振替受け付け窓口

役場税務課、東川町農業協同組合、北央信用組合東川支店、北海道銀行豊岡支店、北洋銀行旭川中央支店、北陸銀行旭川支店と町内の各郵便局

### ▶口座振替できる金融機関

東川町農業協同組合、ゆうちょ銀行及び郵便局、北央信用組合、北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行の道内各店舗（一部引き落としできない支店もあります）

### ▶納期限までの納付が難しい場合

なんらかの事情で納期ごとの納付が困難な場合は、7月17日（金）までに必ず納税相談をしてください。納税猶予、分割納付（口座振替が原則）や、事情によっては減免になる場合もあります。必ず税務課納室へご相談ください。

### ▶延滞金の徴収を行っています

税（料）金が納期限後に納付された場合、「納期限の翌日から納付された日まで」の日数に応じて延滞金を徴収しています。納期限内に納付を済ませますようお願いいたします。

### 延滞金の算定方法

本来納めるべき額に「納期限の翌日から納付の日までの日数」に応じ年14.6%（ただし納期限の翌日から1カ月を過ぎる日までは「年7.3%」と「前年の11月30日における日本銀行法に規定する商業手形の割引率に4%を加えた割合」のいずれか低い方の割合を使用します。21年は4.5%）を乗じた額となり、100円未満の端数を切り捨て1,000円から徴収します。

お問い合わせ 税務課納室 ☎82-2111 (内線127、128)、同収納室 (内線121、122)

■東川町役場	82-2111
■改善センター(公民館)	82-3200
■文化交流館	82-4245
■文化ギャラリー	82-4700
■B&G海洋センター	82-4600
■町立診療所	82-2101
■大雪消防組合東消防署	83-0119
■道草館	68-4777

## 7月の行事

- 4日 慰霊祭音楽行進(前9時45分、役場前) 慰霊祭(前11時、平和と開拓の碑前)
- 5日 町民体育祭(前9時、町民運動公園)
- 7日 中国人慰霊祭(前10時、東14号共同墓地)
- 28日 第16回写真甲子園開会(31日まで)

8月1日 第25回東川町国際写真フェスティバル、どんとこい祭り(2日まで)

## 人のうごき 5月16日～6月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	行政区
生まれた子	博	ひとみ	新栄
寺山 瑠人	正幸	元美	5南区
安藤 広夢	和明	裕美	北町3丁目
伊藤 ゆきな	智紀	由美	東町1丁目
おおしろ 龍斗	晃一郎	葉子	新栄
大城 あきこ			
宮川 晃子			

おくやみ	歳	届出人	行政区
亡き人		中山 晃	5北区
中山 ハナ	97歳	尾上 君子	26区
尾上 綾二	91歳	江川 富夫	1区
江川 キミエ	96歳	秋葉 政信	北町3丁目
秋葉 昌也	47歳		

ご結婚	行政区
奈良 雄二	5南区
間村 佳苗	

## 人口・世帯数 5月末日現在

人口	7,778人 (前月比- 8人)
男	3,708人 (前月比- 2人)
女	4,070人 (前月比- 6人)
世帯数	3,192戸 (前月比+ 6戸)
出生	5人
死亡	5人
転入	16人
転出	24人

交通事故死亡件数 1,411 日 (6月15日現在)

国民年金は、保険料の免除・納付猶予制度(申請)があります。国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請によって保険料の納付が免除、猶予となる「保険料免除」「若年者納付猶予」の制度があります。

保険料の免除、納付猶予を受けずに保険料が未納の状態のまま万一死亡、障害となった場合、遺族基礎年金、障害基礎年金を受けられないことがあります。忘れずに保険料の免除、納付猶予申請をしましょう。

免除、または納付猶予の場合、その期間は年金の支給資格期間(25年間以上必要)として計算されません。

その間保険料の支払い額は少なくなるので、それぞれの承認内容

によって全額納付と比べて将来受け取る年金額は少なくなります。全額納付の場合は、保険料をさかのぼって納めることができます。10年以内であれば免除該当期間の保険料を全額納付できます。免除承認期間は7月から翌年6月まで。

▼全額免除  
免除期間は年金額を算出する際の資格期間に計算されますが、全額納付したときに比べ、年金額が3分の1になります。

▼一部免除(一部納付)  
「4分の1納付」「2分の1納付」「4分の3納付」と3段階あります。

段階ごとに判定基準が決まっております。前年所得を基に審査が行われます。

段階決定後は、段階別の保険料を納付します。納付しなかった場合

合「未納期間」となり、資格期間や年金額に反映されなくなります。必ず保険料を納めてください。

(注) 「申請者、申請者の配偶者、世帯主」の前年所得により全額免除、または、一部免除が判定されます。

▼若年者納付猶予制度  
一定以上の所得のある世帯主と同居している30歳未満の申請者本人及び配偶者のみの前年所得を基に審査が行われます。

▼失業による特別免除  
申請する年度または前年度に失業(退職)していた場合対象になります。

申請時には、雇用保険受給者証、または雇用保険被保険者離職票が必要となります。

(注) 特別免除は、申請者以外の「申請者の配偶者、世帯主」の前年所得により該当段階が判定され

ます。

他の市町村から転入された方は、前年の所得状況(源泉徴収票、確定申告書の写し等)を証明するものをご持参ください。

本年度の申請は、印鑑をご持参の上、役場1階1番窓口(出納室隣り)まで。

お問い合わせは旭川社会保険事務所 ☎27-1611、住民室 ☎82-2111 (内線123)

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給(希望の方へ)  
児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給希望の方は、申請によって受給することが出来ます。ただし所得制限等の要件があります。申請、お問い合わせは、社会福祉室 ☎82-2111 (内線503) まで。

▼支給要件

児童扶養手当 離婚、婚姻によらない出生、もしくは父親が死亡、重度の障害、生死不明、または引き続き1年以上の遺棄や拘禁の状態にある18歳以下の児童(18歳になった年度末まで、障害者の場合は20歳未満まで)を養育している母親、または養育者。

特別児童扶養手当 身体または精神に重度または中度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育する方(児童と同居、監護、生計を維持している)です。

受給対象とならないケース ○ 公的年金を受給している方(遺族年金など) ○ 対象児童が施設などに入所している場合